

7 小中学校の条例定数の変遷

		29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
小学校	教 員	8,666	8,746	8,746	8,996	9,308	9,504	9,390	9,113	8,847	8,906	9,125	8,996
	事務職員	113	113	113	113	133	143	124	142	141	105	131	138
	充指導主事 休 補 産 補 等					126 53	120 123	109 105	88 98	169	158	175	(117) 28
中学校	教 員	5,146	5,166	5,166	4,966	4,555	4,355	4,817	5,528	6,101	6,139	6,116	6,128
	事務職員	270	270	270	270	250	215	227	182	182	193	202	195
	充指導主事 休 補 産 補 等					85 5	73 32	59 24	46 38	80	70	92	(61) 19
養護学校	教 員												

8 県立学校条例定数の変遷

(1) 高等学校

区 分	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	備考
教 員	2,591	2,591	2,635	3,030	3,317	3,540	3,540	
実習助手			131	152	152	152	152	
養護教諭	5	10	31	41	41	41	41	
事務職員	159	160	160	160	160	160	160	
主事補	131	143	148	161	161	161	161	
実習助手補	74	78	78	78	78	78	78	

(2) 盲ろう学校

区 分	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	備考
教 員	108	108	117	117	124	121	126	
養護教員	4	4	4	4	4	4	4	
実習助手	—	—	—	—	1	1	1	
寮 母	12	13	20	27	36	36	38	

(3) 養護学校

区 分	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	備考
教 員	6	6	16	18	24	30	34	
養護教員	—	—			2	2	2	2
寮 母	—	—	5	7	11	14	16	

第2節 教職員の人事・任用

1 人事異動の基本方針

昭和40年度末人事異動は、まず昨年度の人事方針の検討から始まった。この方針は昨年度大きく改善したので、本年度は特に重点となる事項をより具体的にし本年度の人事方針を明らかにした。これらの点の一つは教職員組織における免許教科の不均衡の是正につとめること、他に特殊教育担当者に適格者を得るようにつとめること等があげられた。

次にその方針の抜すいを掲げる。

昭和41年度末小中学校教職員人事に関する方針 福島県教育委員会

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化が行なわれなければならない。

よって本委員会は年度末人事方針を下記のとおり策

定した。これが実施に当たっては、市町村教育委員会との緊密なる提携協力はもとより、広く県民各位の理解と、教育関係者の積極的な協力を切望してやまない。

記

一、基本方針

- (一) 全局的な視野にたつて、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- (二) 教育の機会均等の理念に立脚して、地域差、学校差の解消につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
- (三) 教育委員会の自主性を堅持し、厳正公平な人事を行ない、教職員の士気の高揚をはかる。

二、重 点

- (一) 有能適格な教職員の確保につとめ、新進有為な人材の登用をはかる。
- (二) 教職員組織における免許教科の不均衡の是正につとめる。
- (三) へき地学校の教職員組織の充実を期するため、都市、平地、へき地相互間の交流を促進する。
- (四) 特殊教育担当者に適格者を得るようにつとめる。

三、実施方針

2 人事異動の具体方針

- (1) 人事異動の具体方針は人事実施要項に定められるが、昭和40年度末人事の特色は昭和39年度末人事にひきつづきへき地交流に重点を置いた人事が進められたことと、特殊学級担当者については、特に特殊教育に熱意を有する者のうちから、適格者を選考し配置するようにつとめたことである。

へき地交流については39年度より実施した。高度なへき地校に勤務した教員を優先的に全局的視野にた